

平成25年2月

# 逗子市教育委員会定例会

平成25年2月6日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成25年2月6日逗子市教育委員会2月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

### ◎ 出席者

委 員 長 竹 村 史 朗

教 育 委 員 山 西 優 二

教 育 委 員 桑 原 泰 恵

教 育 委 員 横 地 みどり

教 育 長 青 池 寛

教 育 部 長 柏 村 淳

教 育 部 次 長  
教育総務課長事務取扱 原 田 恒 二

学 校 教 育 課 長  
兼 教 育 研 究 所 長 柳 原 正 廣

学 校 教 育 課 主 幹 吉 川 裕 美

学 校 教 育 課 主 幹 醍 醐 克 則

社 会 教 育 課 長  
社会教育係長事務取扱 沼 田 広 純  
小坪公民館長事務取扱  
沼間公民館長事務取扱

図 書 館 長 小 川 俊 彦

図 書 館 館 長 補 佐 鈴 木 幸 子

市 民 協 働 部 担 当 部 長 森 本 博 和

市 民 協 働 部 文 化 振 興 課 長 高 野 眞 也 子

市 民 協 働 部 文 化 振 興 課  
文 化 振 興 係 長 内 田 典 久

市 民 協 働 部 ス ポ ー ツ 課 長 宮 崎 豊

福 祉 部 児 童 青 少 年 課 長 翁 川 昭 洋

### 事務局

教 育 総 務 課 課 長 補 佐 浅 羽 弥 栄 子

教 育 総 務 課 主 任 土 屋 直 之

◎ 開会時刻 午前10時00分

◎ 閉会時刻 午前11時15分

◎ 会議録署名委員決定 山西委員、横地委員

## ○竹村委員長

おはようございます。会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

## ○竹村委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年逗子市教育委員会2月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は山西委員、横地委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、日程の変更についてお諮りいたします。本日事務局から追加で提出された「報告第4号 議案（逗子市立体育館条例の一部改正について及び逗子市立体育館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」、これを日程第6として上程し、その他を日程第7として進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に、本日の審査順序について決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第2「報告第3号」は、県費負担教職員の4月人事に関する案件のため、秘密会を予定しておりますので、他の日程を先に行い、最後に報告第3号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は日程第1の次に日程第3から日程第7までを行い、最後に日程第2の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

## ◎日程第1「教育長報告事項について」

### ○竹村委員長

それでは、日程第1「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長からの報告をお願いいたします。

## ○青池教育長

それでは報告いたします。1月30日、横浜の自治会館で臨時の区市町村教育長会議が開かれました。議題は、体罰についてが主な議題です。内容については、文部科学省依頼文書「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の趣旨によって、県教育委員会の考え方が示されました。いくつか挙げてみますと、1つ、現在の状況を踏まえ、県・市町村教育委員会は、早急に全公立学校における体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図る。1つ、実態把握は、教職員を加え、児童・生徒及び保護者の考えを直接把握する。1つ、児童・生徒や保護者から寄せられた個々の行為が体罰に当たるか否かは、各教育委員会が公正・公平な立場で学校に対して聞き取りを行うなど、諸条件を客観的に考慮し、個々の事案ごとに判断する。調査目的としては、体罰の実態を把握し、緊急事態に対して適切な対応を講ずることで児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにする。また、各学校において教職員の体罰に関する論議や認識を深め、体罰の根絶に向けた取り組みを進めることの契機とする。

調査内容または方法の大まかな流れとしては、情報の収集を2月から3月中に、各学校で校長が全教職員を対象に聞き取り調査する。各市町村教育委員会が児童・生徒及び保護者を対象にアンケート調査をする。詳細な把握を3月から4月、情報の収集等をもとに、各学校及び市町村教育委員会が本案ごとに事実関係を確認する。県への報告は4月下旬。そういうことで、今後進めていきたい。それで、アンケートの質問内容については、すべての児童・生徒が今年度、24年4月から現在、体罰を受けたことや見たことがあるか、体罰を受けた児童・生徒は、いつ、どこで、だれから、どのような体罰か。体罰を受けた影響、体罰への対応などアンケートをとりながら具体的に記入欄も設ける。保護者には体罰についてお気づきの点や意見がありましたら記入してください。そういうような形で各教育委員会のほうでアンケートをするような方向性が出されました。2月8日、県・市町村指導事務主管課長会議がありますので、そこで詳細を調整する。その調整した事柄を参考に、逗子市としては取り組みを進めていくということでございます。以上です。

## ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。この件につきまして、何か御質疑、御意見はございませんでしょうか。

## ○桑原委員

今の教育長の報告、体罰のことなんですけれども、今、大まかな流れというかですね、文科省からの指示、そして県の対応はわかったんですが、もう少し逗子市で具体的にそれを受けてどうなっているか、そこを伺えればと思います。

## ○柳原学校教育課長

今、教育長から御説明がありましたように、文部科学省が神奈川県他全都道府県に対して体罰に関する教職員、児童・生徒、保護者対象の調査の実施を行うよう指示しております。既に神奈川県も県立学校を対象に調査を実施しており、アンケート用紙が配布されたところです。各市町の対応につきましては、今、教育長からお話がありました8日の金曜日に県教委のほうで各市町村の学校教育課長等関係所管の代表を呼んで対応について説明や意見交換の場を設定しております。私どももその会議に出席いたしますので、内容を確認した上で対応を図っていく予定なんですけど、現段階で県は既にこんな形でアンケートをとっておりますというひな型を各市町におろしてきています。これに準じた形で対応してほしいということです。細かいところで、アンケートの回収方法は、県は料金後払いという郵送方法ですが、各市町によっては対象児童・生徒が多いということもありますし、また回収の日程等、回収後のことが具体的にはまだ詰められていないということですので、これらを8日の日に、集まったところで詰めていく必要があるかと思います。説明がありましたように、二本立ての調査です。1つは教員に対して体罰をこれまで、24年の4月1日から現在に至るまでしたかどうかということを教員が調査用紙に書いて校長に提出し、校長が聞き取りをするというのが1つ。これが2月の末までと考えております。それからもう一つは、先ほど申しましたように、すべての児童・生徒、保護者対象に、設問数としては19問ぐらい、体罰を受けたか、見たかというのと、どこでどのような形というアンケートなんですけど、それを児童・生徒に、内容がとても難しいので、保護者の方と一緒に答えていただいてという形で回収をする。これが3月半ばぐらいにかかるのかなと。中学校は3月8日が卒業式ですので、内容等について早く検討して送った上で、回答をとということですので、3月半ばぐらいまでにアンケートの回収と、その内容にかかって上がってきた場合については調査が必要になる。最終的には4月の30日までにその調査の概要について報告をという形で進めるということまでは、今のところ決まっています。

この内容につきましても、逗子市だけではなくて、近隣の湘南三浦教育事務所管内でも、やはり足並みをそろえたほうがいいだろうということで、4日の月曜日に課長同士が集まっ

て湘三教育事務所で話し合いを持ちました。現段階では、共通理解として、記名・無記名につきましては、県立学校同様に任意、書きたい人は記名をしてもいいし、書きたくなければ記名はしなくてもいいと。回収については、体罰の有無にかかわらず、全員回収を基本とする。体罰のあった子だけ、見たとかという子だけを集めるということになると、郵送でない場合については、回収方法もこれから検討なんですけど、あいつ出したじゃないかというふうなことになるといけないので、一応全員回収という形にしたほうがいいのではないかと。当然、学校への説明のほかに、保護者への説明も必要だからということで、PTA並びに保護者の説明は学校でまずはやっていただく。説明については、学校だより等を利用することも可という形で考えております。今のところそのような形で湘三管内の市町では考えております。8日の説明を伺った上で、また検討というか、話し合い、情報交換をするということになっております。

#### ○桑原委員

ありがとうございます。今、調査の段階であるのか、かなり具体的にわかったんですけども。そうすると、まず対応というかですね、その後どう対応していくかですとか、あとは前回も出た研修というんですか、先生方の研修とか、あといじめもあって、子どもたち同士にそういうふうに入権のことだとか、そういったことをどうしていくかというのは、今後だというふう理解してよろしいですか。そこまではまだ行ってないし、逗子市としても県の動きを待ってやっていくという、そういったお考えだと。

#### ○柳原学校教育課長

アンケート調査の結果わかったことについては、市教委も含めて精査をする、その該当事案があった場合には対象の児童・生徒並びに教員から聞き取り等も対応していくということですが、その後の研修等については、その状況も踏まえた上で、これまでも研修等はやっておりますけれども、市教委としての対応を考えていきたいと思っております。

#### ○桑原委員

今伺ったところでは、ちょっと私はそういう報告の中で受けてなかっただけかもしれないんですけども、いじめ問題も同じで、どうしても悪芽を摘むというか、そこが大切なんですけれども、その事象の撲滅にどうしてもエネルギーがなくなってしまっていて、その後どういう世界を描いていくかという、特に子どもたちには、悪い人をやっつけるだけでなく、もしくはいけないことをだめ、なくすだけでなく、その後どういう社会を求めているかという、そこら辺の教育が必要だし、どうしても当事者の保護者の方って、子どもの安全とかに

気持ちがいってしまうと思うので、ぜひ教育ということでは、その後目指している人間関係のあり方ですとか、そういったことをうまく授業ですとか、そういった中に取り入れていただければなというのがひとつ直接的に思ったところです。

あと、もう1点ちょっと質問として、今後の対象になるかと思うんですが、いじめを含めて、学校でスクールカウンセラーの方がいらっしゃったりとか、支援員の方がいたり、いろいろな個別の対応をされていると思うんですけども、今まで伺った中だと、学校の中でどういうことをしていらっしゃるかということだったので、横の連携がね、どうされているかというのは、どうだったのかなと。今、いわゆる情報を共有するということでは、各学校間でどういうことが起きているかとか、各学校間でどういう特色があるかとか、そういうふだん会わない支援員の方とかが、そういったことがうまくテーブルがあって、共有されて、そこがつながっていくと理想だと思ったんですが。そういった横の関係の取り組みについて、ちょっと伺いたいと思います。

#### ○柳原学校教育課長

学校現場に入っているそういった相談を請け負ってくださっている方々の横の連携ということですが、例えばうるおいフレンドさんは、教育研究所で定期的に集まって研修等を受けるとともに情報交換をしていますので、情報交換という意味での横の連携等はとれています。学習支援員さんというのは、はっきり言いますと支援が必要なお子さんのニーズにこたえて働くということで、そういった教育相談担当ではないので、一堂に支援員さんが会す研修の場というのは、実は年に2回あるんですが、そこでの情報交換は行いますが、特にそういったいじめとか体罰とかというところに特化したような情報交換ではなく、こういった支援の仕方があるよねとか、現状はこうだけど、どうなんだろうかという内容になります。それから、スクールカウンセラーや巡回指導員さんについては、研究所に所属しておりますので、集まってスーパーバイズを受けながらということもありますが、情報交換等はしています。学校場面においては、ケース会議をした上ではうるおいフレンドさんにも入っていただき、スクールカウンセラーも巡回指導員も担当の先生もということで、いわゆる学校現場の中では情報交換はできていると思うんですね。支援員さんなら支援員さん、うるフレさんならうるフレさんという形での横の連携で行っている状況です。

#### ○桑原委員

横の連携が今現状されているということでは、よかったかと思うんですけども、情報交換もそうなんですが、体罰やいじめも第三者の目が必要だということで、前回も部活は2人体



制で先生がいらっしゃるということだったんですけども、第三者として授業に入られているのか、学校にいる方というのが、教員も児童・生徒の気がつかない、そういったことの情報キャッチができる可能性もあると思うので、今、どういう形の情報交換がいいかわかりませんが、いわゆるいじめですとか体罰を早期発見というか、そういったことにもちよつとつながるかなと思いますので、具体的な指導の情報交換もそうですけれども、そういった意味での広く大人が、それで保護者が学校ボランティアで入るといった動きもあるかと思うんですけども、既存のものがいい形でそこにつながればなと思うので、また何か皆さんといい案があれば、そういった方の本来の業務の御負担にならない範囲で、いい形でそういう要求できればなと思います。以上です。

### ○竹村委員長

ちょっと戻って整理したいと思うんですが、この県の動きと湘三事務所の動きが今、これから行われるアンケートについては何かその部分について御質問がありますか。

### ○横地委員

質問というか、桑原委員の述べたことについての追加という感じなんですけれども、この調査、アンケートというのは、全国でやるということで、順を追ってやるということなんです。職員に、先生たちに聞くものと、保護者と子どもたちに聞くものの2つのラインになっている。これは今いる学校の先生たち、そして子どもたち、保護者にとっても、非常に重いものだと思うんですね。特に先生たちにとっては、やってない人にとっても、やってしまっていた人にとっても、非常に重いものだと思うんですね。今までに経験のないくらいの重さだと思います。それが先生や子どもたちにどれだけ精神的な負担を与えるかというのが、すごく私は危惧をしていて、教育長の連絡の中に、これ、県のほう、国のほうの意見として、これを論議、そして認識する、体罰を認識する契機としてくださいということが、ここが一番のポイントかなと私は考えていまして、このアンケートを受けて、なかったからよかったとか、あの人しちゃったとか、私はされたとか、そういうことで、じゃあ罰を受ける、懲罰を受ける、こういうことはしないというのではなくて、やってしまった先生、やってない先生であって、自分の認識の中ではやってないと思っても、保護者や子どもにとっては、いや、そうではないという、そういうラインが今、難しいというふうに言われているんですけども、それを今、桑原委員の意見の中で、ちょっと私はヒントを得たんですけども、私は最初、先生の中でもいろいろとケースを言い合って、こういうことが体罰につながるのではないかという論議を何回も繰り返すことによって、細かい部分まで波及してくるんです

ね。それを何回も繰り返すことが必要かなと思っていたんですけども、それを生徒や保護者の方たちと一緒に話し合う、論議して認識し合うというのも共通の意識を持つことになるなということも今、気づいて、先生が子どもたちに教育するのではなくて、一緒に論議していくというのも一つの方法かなと思いました。それをすることによって、今までそういう行為をしてしまった先生たちの精神的な負担も、ある程度和らぐのではないかなと思います。

ですから、これは今回のこのアンケート調査をすることで、白黒がはっきりして、懲罰を受けて、しませんということを宣言しておしまいになるのではなくて、継続的に認識し合っ、振り返りながらやっていくことで、子どもたち、保護者、教職員が同じ認識の中でやっていくというところが、また桑原委員が言ったように、将来のどういう社会にしたいかというところにもつながっていくのではないかなと思います。体罰を考えていくと、いじめの問題にもつながって行って、こういうことを他人に行為としてすると人権を侵害するし、よくないことだということが子どもたちにもわかるし、先生というか、社会にもわかるというところで、いじめの撲滅というところにもつながっていくのではないかなと思います。ちょっと意見になったんですけども、桑原委員そして教育長のお話の中から感じたことを話させていただきました。この機会に、例えば教職をやっていくのはちょっと自分では自信がないという人が増えてしまうと本当に困るので、今までのことは今までだけれども、その認識を改めて、じゃあ新しい方向、うまい方法で学級経営をしたり、そしていい社会に持っていくというふうに、これを契機に持って行ってほしいなと望みます。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ちょっと確認したいんですけども、アンケートの19問程度の設問というのは、この中身の中に体罰を、今もおっしゃっていましたが、何が体罰で何が体罰じゃないかということが、答える側がわかるような形になっているのでしょうか。

#### ○柳原学校教育課長

実は、県立高校等に配られた実際の配布物を見せていただいたんですが、そこには体罰の定義というのがなかったんです。それで、小学校・中学校等に配布する場合に、もしくは保護者に答えていただくときに、体罰というものの定義そのものが、はっきりと書かれていなければ、これは答えようがないんじゃないかということで、県教委のほうに教育事務所を通じて体罰の定義そのものをわかりやすく、鑑の部分でつけてくれということで要望をしています。先日そのことで県教委のほうから、このような形で鑑の文をつくらうと思うが、い

かがでしようかということで、教育事務所のほうに戻ってきて、昨日その鑑の案が届いています。

### ○竹村委員長

ニュースや新聞等の報道を見ても、一般論と今とりざたされていることは随分乖離しているかなと感じることがありますので、そのことが答える側にもやっぱりいろいろと丁寧に説明をする中で、まずは正確なことを把握するということがとても重要なことだと思いますので、その辺、保護者に対する説明も含めて、その部分はやはり丁寧にやっていただければと思います。

### ○山西委員

もう今、それぞれの皆さんがおっしゃったことと、かなり内容的には重なるんですが、一つは今出ていた体罰の問題をあえてアンケートで個々人の意識もしくは保護者の意識の中に顕在化させていくというプロセスをとるわけですから、そのことの持つ意義という部分について、それが鑑になるのか、どこになるのかはわからないんですが、何を目的としてこの部分を顕在化させていくのかという、その後の対応のイメージが少しでもできるような文言なりを、どこかで提示しておかないと、ただ結果を見せると言われても、どう見せていいのかというのがすごく答える側は非常に難しい問題を含んでいるので、その部分が出すことが、あえて今後、状態がよくなるぞという、何かその方向性がきちっと示されているような文言をきちっと提示しておくというのは、すごく大切だろうと思っていますので、それをアンケートをやるときのひとつ基本的なこととして確認していただけたらというのが1つと、もう一つ、実態調査から今後具体的な対応というときに、さっきから出ていますように、教員研修を含めていろいろな対応が、今までとらえてきた中で今回の結果を踏まえて、さらにどうそれをよりよいものにしていくかというときの今までの対応に対する実態調査というのは、何か、これは今回のアンケートとは直接その中にそれが入るということは考えられないと思うんですが、ただ、教員向けの例えば実態調査をしていくときに、今までの例えば研究所によるこういった体罰に関する研修であるとか、ほかにもいろいろ体罰に対する研修的なものがあったと思うんですが、それを教員はどうとらえているのかということに対しての実態調査というのは、何か議論があるのでしょうか。そこだけちょっとお伺いできれば。

### ○柳原学校教育課長

特に今回のアンケート等については、そこまでは言及されていないんですが、今お話がありましたように、今までの対応についてということについては、考えていきたいと思っています。

ます。体罰とかそういったことについて、教職員に対してはどのような形でこれまで研修とか話をしてきたかという、学校において、前回もお話ししましたが、事故防止会議等を行っているということと、新聞等で記事等が出た場合に、それを取り上げて朝の打ち合わせや臨時の会議を持ってその対応を図っていると。ほかに一般的には、初任者研修とか臨時的任用職員や非常勤職員の研修に対して、体罰の禁止も含めた教職員の服務規程、信用失墜行為をやってはいけませんという、そういった服務規程の研修を必ずやっておりますので、その部分で研修を行うということと、あと教育研究所主催の研修のうち、学級経営とか学級運営とか、授業力の向上の研修等で指導のあり方ということで、こういうふうに指導したほうがいいのかということで体罰等には触れているというのが現状です。ですから、こういったこれまでのところで過不足がなかったかどうかということについては、また今後考えていきたいと思っております。

### ○竹村委員長

すいません、私から1点。この体罰の問題を皆さんでいろいろと議論をするときに、皆さんから将来的な絵を描くことの重大さ、重要性の御意見をいただいています。体罰のことを考えるときに、やはりその後学校の中でどういうふうに児童・生徒を指導していくのかというのは大変難しい問題に今度は直面するんだらうということが予想されます。毅然とした態度をもって強い指導を行わなければならない、そのときにきちっとした絵が描かれていなければ、学校が問題を多く含んでしまう可能性も出てくるかと。やはり同時に考えて、きちっとした絵を描いて、それに伴って研修なり情報交換をしていくことが必要だろーと思ひますが。

ここでちょっとお尋ねしたいんですけれども、教育長にお尋ねしたいと思ひます。教育長、長い教員生活の中で、どういったことを心がけて御指導されていたのか、参考意見で結構なんですけど、お願いします。

### ○青池教育長

なかなか難しい質問なんですけど。要するに、体罰に対して線引きをするというのは、現実的にはすごく難しかったですね。ここまで体罰、ここからは強い指導ですよというその区別がやはり難しい。だから、今後もここは体罰ですよ、ここは強い指導ですよというのは難しいので、あくまでもやはり教職員に投げかけるのは抽象的な話になってしまうということになります。私はよく職員に言ったのは、怖い先生は必要なんだと。しかし、恐ろしい先生と甘い先生はいらないんだと言ひました。それから、先生方は子どもや保護者との信頼関係

だと。ここでそういう言い方していいかわかりませんが、一つぼんとたたいたと。それは体罰か強い指導かということになると思うんですけど、けがをさせるということは絶対、怖い先生より恐ろしい先生になりますので、そこは論外です。やはり親や子どもとの信頼関係、教師としては子どもに対しての思いやりだとか、私は愛と言うんですけど、そういうものをまず構築することによって、今、日本全国的な体罰の問題というのはすごく少なくなるのだという話はよくしました。だから体罰する先生がゼロになったかということ、現実的にはそうじゃなかったということです。それが答えになったかわかりませんが。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。アンケートをとって、処罰することはして、それで終わりということではない。先ほども皆さんおっしゃっていただきましたので、その後どういう学校、どういう先生像をみんなでやはり描いていくのかということが何よりも大事なことだと思いますので、まずはそのアンケートを県ので見ながら、今後の方針について、これもまた少し時間をかけて、しっかりとやっていくべきことと思います。

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、教育長報告事項についてを終わりといたします。

### ◎日程第3「議案第1号逗子市立中学校給食調理業務委託業者選考会議運営規程の制定について」

#### ○竹村委員長

日程第3「議案第1号逗子市立中学校給食調理業務委託業者選考会議運営規程の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### ○柳原学校教育課長

議案第1号逗子市立中学校給食調理業務委託業者選考会議運営規程の制定について御説明いたします。これまで中学校給食については、検討委員会の立ち上げ、本市ではデリバリー方式での中学校給食の実施の方針を決め、それを受けてこれまでその実施に向けて業者等の選定に向けて、あるいは食器等の手配などに向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。また現在も進めているところです。今後、平成26年度の中学校給食の実施に向けて、参入業者に対してプロポーザルいわゆるプレゼンテーションをしていただき、この規程に定める選考会議において中学校給食の業者の選定を行っていく予定です。プロポーザル、プレゼンテーションの実施は、平成25年度の秋を予定しております。委員の皆様には、この事業に

ついてよろしく御審議をお願いいたします。以上です。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

#### ○横地委員

第3条のところの委員の構成のところなんですけれども、括弧で給食会が推薦する栄養士とか小学校・中学校の校長推薦とか、関係行政機関の職員とかいろいろあるんですけれども、もう少し具体的に教えていただければなと思います。

#### ○柳原学校教育課長

これまで検討委員会に栄養士の方も入っていただきましたし、中学校長会・小学校長会の代表の方々にも入っていただきましたので、それらの方々をまたお願いしたいということ。それから、具体的に業者の選定となりますと、今後の契約等もありますので、市の関係する財政課等の方にも入っていただくということで、そのメンバー5～6名プラス我々事務局、そのほか教育長が必要があると認めた者という形で、今考えております。

#### ○横地委員

そうすると、この選考の基準となるのは、国かどこか、文部科学省か何かの指針か何かがあるのでしょうか。

#### ○柳原学校教育課長

学校給食の提供につきましては、かなり細かい部分まで、いわゆる仕出し弁当と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、普通のお弁当を提供するものと違って、作成における基準というか、厳しい取り決めがあります。そういったものに対応できる業者並びにそういった食材等についても、このような手配ができるような形での業者の選定を現在進めているところです。1日のカロリーベース、それから栄養のバランス、そういったものも献立の中にも入れていきながら、提供をする、つくってから提供するまでの時間のこともありますし、そういったことも含めて行っているという状況です。

#### ○横地委員

最後の質問なんですけれども、そうすると、これはどの業者にするかという決定の規定ということで、そのA社になったとしたら、それでお弁当をデリバリーしていただく。その以降の評価とか、調査とか、そういうものの計画というのはあるのでしょうか。

#### ○柳原学校教育課長

今回のこの運営規程の中には、そういったものは含まれておりません。あくまでも給食を

提供する業者の選定に関するの規程です。今お話がありましたように、じゃあ実際の中学校給食を実施した後に、この給食等についてどうかということの振り返りというのは、当然必要になってくると思うんです。メニューとか品数とか、いろいろあると思うんですが、そういったことについては、こういった会議ではなく、その都度その都度、生徒それから保護者から聞き取るなどのいろんな方法があるかと思うんですが、業者に任せたら任せきりというものもあるわけではないので、こういったところについては今後また検討していきたいと思っております。

#### ○横地委員

ありがとうございました。

#### ○竹村委員長

ほかに何かありますか。

#### ○桑原委員

今の小学校の給食で、調布市の事件もあった。アレルギーのお話出てると思います。中学校ではこの給食とアレルギーの業者との関係がもしわかっていれば、伺いたかったんですが。

#### ○柳原学校教育課長

小学校の場合は自校給食で栄養士、調理員、先生、管理職という形で、アレルギーの打ち合わせをしているということは前回申し上げたんですが、外部委託になりますと、個々のアレルギーの状況やアレルゲンの状況が非常に異なりますので、一律に給食をつくる業者委託では、アレルギー対応の給食をつくるのが難しい。ですから、今回のこの中学校給食のデリバリー方式の状況においては、アレルギー対応食は考えてはいません。そうなるとその方々はお弁当持参になるか、あるいはもう中学生ぐらいになりますと、自分が何を食べたらまずいかということがわかっていますので、この日の給食はちょっとやめておこうとか、これだったら食べられるというふうにチョイスすることができると思います。今回の給食は、事前にチョイスしてお金を払って食べるというふうな形にしておりますので、家庭での判断ということもあると思います。

#### ○桑原委員

それに関連してよろしいですか。今後中学校も導入されるということと、小学校も含めての話なんですけども、今回の事件がチヂミだったことは皆さんがおっしゃっているんですけども、そのチヂミにはチーズが入っていたということで、ヒューマンエラーを起こしやすいメニューだったという、一つの見解があるんですね。いわゆるチヂミというと普通チーズ

が入っているというのは想像しにくいメニューなので、ミスを犯しやすいということがありますので、今後中学校も導入するという事なので、すぐにミスを犯しやすいメニューというのはなるべく避けたほうが、今後もし中学校で事前に排除することができたとしても、わかりにくいものだと、入っていると思わなかったということになる危険性もあると思うので、今後そういった意味ではわかりやすいというかですね、メニューの楽しさというのもあるかと思うんですけども、アレルギーということが社会問題化しておりますので、そのところを御配慮いただければと思います。

#### ○竹村委員長

私も1点質問させてください。この規程の第3条のやはり委員の構成なんですけれども、ここの中に実際に受ける側の生徒といいますか、保護者の意見を取り上げる必要はないのかなと思います。いかがでしょうか。

#### ○柳原学校教育課長

既にデリバリー方式という形を決める際に、保護者の方々、一般市民の方が入っていただいて、方針を出していただいています。今回については、その方針に従ってどのような給食が提供できるかという業者の選定になってきます。要はお金も絡んでくることもありますので、業者の選定についてはこのメンバーで、選定された業者については今後保護者等を含めた試食会、実施までの間に試食会等も考えておりますので、その部分で実際のメニュー等いろいろなものについては御要望や御意見を承ることができるかと思います。ですから、今回業者の選定なので、特に市民の方、保護者の方ということは考えておりません。

#### ○竹村委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかに何かありますか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第1号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

### ◎日程第4「議案第2号 逗子市立図書館協議会委員の任命について」

#### ○竹村委員長

日程第4「議案第2号 逗子市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。



## ○小川図書館長

議案第2号逗子市立図書館協議会委員の任命につきまして御説明申し上げます。平成25年2月28日をもちまして、2年間の任期が満了となります逗子市立図書館協議会委員につきまして、逗子市立図書館協議会条例第2条「協議会の委員の定数は5人以内とし、教育委員会が任命する」の規定に基づき、別紙のとおり新委員の任命をしていただきたく提案するものです。よろしくお願いいたします。

## ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第2号については可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

## ◎日程第5「請願第1号請願書（指定管理者制度を逗子市立図書館に導入しないこと及びこの件に関する情報が広く市民に公開されることを求める請願）」

### ○竹村委員長

日程第5「請願第1号請願書（指定管理者制度を逗子市立図書館に導入しないこと及びこの件に関する情報が広く市民に公開されることを求める請願）」を議題といたします。

この請願を審査するに当たり、事務局で参考意見があればお願いします。

### ○小川図書館長

指定管理者制度を逗子市立図書館に導入しないこと及びこの件に関する情報が広く市民に公開されることを求める請願につきまして御説明いたします。

請願の趣旨といたしましては、指定管理者制度が導入された場合、職員の専門性の確保が困難になること、子どもの読書に対するサポート力が低下するおそれがあること、個人情報の流出の心配があること、その他複数の理由から図書館は直営されるべきであって、指定管理者制度を導入しないことを求めているものです。また、同時にこの件に関して市民に広く周知され、パブリックコメント等の機会を設けるよう求められております。

これらに対する事務局の考え方ですが、まず図書館の指定管理者制度の導入は、逗子市行財政改革基本方針で掲げられた民間委託等の推進を具現化するために作成された民間委託等

ロードマップにおいて、業務の合理化・効率化を目指す手法として示したものです。この中で、指定管理者による運営開始は平成27年度からとされており、それまでの間、業務要求水準の検討を初めさまざまな過程を要することになります。請願の理由として挙げられた事項やその他の課題についても、今後一つ一つ整理しながら進めていくことになります。したがって、現時点ではこの請願に対して具体的な事務局の考え方を示す段階ではないものと思われます。同じく、パブリックコメント等条例に基づく市民参加の手続についても、今後の課題として検討することになります。以上でございます。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

#### ○青池教育長

このことについて、ただいま事務局から発言がありましたとおり、この請願で危惧される課題等については、今後順次検討され、示されるものでありますので、今回この請願の採択・不採択は決すべきものではないと考えています。したがって、図書館の指定管理者制度に関連する案件が会議に提出された際に、この請願の趣旨も十分参考とさせていただき、本委員会の採択をもって、この請願に対するお答えとすることが妥当であると思料いたします。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ほかに御質疑、御意見ございませんか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、ただいま教育長から整理していただいたように、この請願についての採択・不採択は決することなく、教育委員会が図書館の指定管理者制度に関連する案件が会議に提出された際に、この請願の趣旨も十分参考としながら、本委員会の責任のもとに適切に採択を行って、この請願に対する回答としたいと考えますが、いかがでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。よろしく願いいたします。

### ◎日程第6「報告第4号議案（逗子市立体育館条例の一部改正について及び逗子市立体育館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

#### ○竹村委員長

日程第6「報告第4号議案（逗子市立体育館条例の一部改正について及び逗子市立体育館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答につい

て」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

### ○原田教育部次長

報告第4号議案（逗子市立体育館条例の一部改正について及び逗子市立体育館条例の全部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（逗子市立体育館条例の一部改正について及び逗子市立体育館条例の全部改正について）作成に伴い意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成25年2月1日付で教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、対象となる条例の改正内容について簡単に御説明をいたします。逗子市立体育館条例の一部改正については、行財政改革基本方針の取り組みの一つであります受益者負担の適正化の観点から、従前の施設及び設備使用料に加えて、新たに駐車場使用料を徴収するため、必要となる規定の整備を行い、平成25年度から施行するものです。

逗子市立体育館条例の全部改正については、行財政改革基本方針に基づき作成された民間委託等ロードマップの計画年度に合わせて、平成26年度から指定管理者による管理が可能となるように規定するため、さきの改正とあわせて2段階で改正するものです。なお、この条例は指定管理のための追加規定が多いことから、全部改正の形式で提案をいたします。

以上で報告を終わります。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

### ○桑原委員

指定管理関連の確認なんですけれども、指定管理者決定した際の、その指定管理者の管理というか、チェック機能ですとか、そういったことはどのような検討をされているか伺いたかったんです。

### ○宮崎スポーツ課長

いわゆるモニタリングと呼ばれていることだと思うんですけれども、モニタリングに関しましては公共サービスの水準アップや安全性、継続性を担保する観点から、指定管理者に対する範囲を必要最小限のものとするに配慮しつつ、次の考え方を基本に進めていくことが考えられます。1つは、モニタリングに関する役割分担です。指定管理者は業務の履行報

告を行うとともに、自己評価を通じて主体的に業務の改善に取り組みます。一方、市は現場感覚と客観性を持ちつつ、公共サービスの水準を維持するための履行確認、改善指示、監視を行います。このほか、利用者等の第三者が施設運営に対する評価や苦情、要望を伝えるといった役割も重要と考えます。それから2つ目に、定期的・継続的なモニタリングの実施が考えられます。モニタリングをもとにした管理運営改善のフィードバックを繰り返すことで、継続的に公の施設のサービスの水準を高めるサイクルをつくることが重要だと考えております。それから、適正サービスの継続的・安定的提供の確保が重要だと考えております。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

### ○山西委員

2点ちょっと質問しますが。1つは、第7条にありますいわゆる条例の全部改正の第7条になりますが、原則は公募するものであるという書き方と、一方第2項には公募の方法によらない部分については合理的な理由があるときという文言がありますが、このときの合理的な理由というのは、条例をつくる段階ではどの程度のことが想定されるかということと、もう一つは、この公募の方法によらないという決定する場合の決定するプロセスはだれがどこで行うのかというのが1点目。

2点目は、指定管理者の公募の選定委員会のことについてですが、これは11条にそこに若干の文言がありますが、当然今後候補者を選定していくプロセス自身が非常に丁寧にやっていくということが必要だろうというときに、恐らくその選定基準であるとか、そういった部分が先ほどの若干公募するかしないかということとちょっとつながるかもしれませんが、その詳細の規則、これはまだ今後つくられるんだろうと思いますが、今後のこの規則のつくり方、そのまたそのプロセスについてもちょっと御説明いただけたらと思います。以上です。

### ○宮崎スポーツ課長

1点目の御質問なんですけれども、逗子市立体育館の運営、それから施設管理に関する目的というのが、地域ニーズにマッチしたスポーツの推進と施設の管理運営ということを目標にありますので、まずもしも2号で公募の方法によらないことについてという合理的な理由ということであれば、その辺を考えていって、地元の団体にそのような必要なニーズにマッチした団体があるのだとすれば、そこが該当するのではないかと考えております。

それから、2点目につきましては、第11条の選定委員会をということになっておりますので、これは逗子市立体育館指定管理者の候補選定委員会規則というものを考えております。

その中の委員につきましては、本人以外で組織するという事を考えていまして、その委員の構成につきましては、何らかの形で逗子に携わっている識見を有する方をお願いしようかなとは思っております。逗子の地域性を何も知らない、ほかの方が委員になられても、事情をよくわかってないで選定されるのも、ちょっととなりますので、そのように考えております。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

#### ○山西委員

今の指定の選定委員会の基準づくりの場合に、当然そのこの体育館が本来どういう業務を担っていくのか、そのねらいに該当する部分と、その視点から見たときに、それが公募になろうか非公募になろうか、それぞれの団体がどういう視点で自分たちは業務を担っていくかということが、かなりプロセスの中で議論されるはずですね。それに基づいて、何らかの評価をして、この団体というプロセスが非常にオープンになっていくと思いますので、ですから、その基準づくりをきちっとしていただいて、それを蓄積していくことによって、それが特定の段階であったとしても、その団体がよりよい指定管理者となっていくプロセスをどう作り出していけるかということが重要だと思いますので、ぜひともそのプロセスを大切にしてくださいなと思っております。以上です。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ほかに何かありますか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

### ◎日程第7「その他」

#### ○竹村委員長

日程第7「その他」を議題といたします。

その他、議事としてありますか。

#### ○高野文化振興課長

その他といたしまして、お手元に配付いたしております逗子文化プラザホール条例の全部

改正及び逗子文化プラザホール指定管理者選定委員会規則について御説明をさせていただきます。

平成24年3月、逗子市行財政改革推進本部によります民間委託等ロードマップに基づきまして、平成26年度から逗子市文化プラザホールに指定管理者制度を導入するに当たりまして、逗子文化プラザホール条例について、指定管理者候補を選定する委員会を附属機関として設置する等、所要の改正を行う必要がありますことから、平成25年第1回定例会に当該条例の改正案を提出するものです。

条例改正案は全部改正となっておりますが、主な改正内容といたしましては、逗子市立体育館条例の改正と同様、既存の条例の指定管理者制度導入に必要な条文として5条から12条までを追加いたしますとともに、個々の条文の切り下げ等、文言の整理を行いました。特に第11条におきまして、指定管理者制度の選定委員会を設けております。逗子市の文化政策、当ホールのミッションや特性を踏まえた運営並びに住民サービス向上等が可能である団体を選定する必要があるため、有識者等による附属機関を設置し、慎重な審査を行うように規定したものです。

その他といたしまして、昨年成立いたしました劇場法や文化振興条例の趣旨を踏まえまして、第2条におきまして、ホールの設置目的をより明確にすべく「市民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るため、ホールの設置」となっておりましたところを、「市民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るため、多彩な文化芸術の享受及び市民文化芸術活動の拠点としてホールの設置」というふうに改めさせていただきました。以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

#### ○山西委員

先ほどの体育館における条例から今後の規則という流れと、ある程度の流れは同じような流れだと思いますが、こちらのほうでは具体的に選定委員会規則案まで出てきていますが、これはあくまでお伺いという形にはなりますが、今後この選定委員会が指定管理者を選定する段階で、先ほど少し意見を出しました具体的な選定基準ですね、それは今の段階ではどのくらいまでの選定基準が設定され、その選定基準に従ってどういう選定方法をとろうとしているのかということについて、ちょっとお伺いすることができればと思っています。以上です。

## ○高野文化振興課長

選定基準につきましては、今年度コンサルタントを委託で入れておりますので、現在、近隣各ホールの状況、それからコンサルタントが持っておりますいろいろノウハウ等をこちらのほうの状況に合わせて今、検討をしているところです。どういう方法というのは、やはり選定委員会を恐らく2回ぐらいは開催しなければならないというふうに考えております。有識者の方を5名以内というふうに一応想定しております。

## ○山西委員

こちら辺は多分難しいと思うんですが、私も指定管理者の選定委員会の委員長をやった経験があるものですから、その基準が選定委員に示された中で、実際に個別に、時には個別の団体であるとか、公開評価会のようなところでいろんな意見をもらいながら選定していくわけですが、またそれを点数化して、5人の委員がそれぞれ点数化したものをまた公開しながら、みんなでやりとりしていくわけですが、そういうやり方を私が委員長をやったときはとったんですが、なかなかこれ難しいなというのが正直な印象で、特にある特定の基準に非常に得点ののってしまうと、ほかの部分で相対的にかなり基準が落ちていくということの中で、点数化による選定というのでもかなり難しいという印象をそのとき持ったということもありますので、そこはできるだけ丁寧に、逗子なりのそのプロセスをつくり出していただけたらと思っています。よろしくお願いします。

## ○竹村委員長

参考意見ということで、よろしくお願いいたします。ほかに何かありますか。

ないようですので、この件について終わりいたします。

その他、事務局から議事として何かありますか。

## ○原田教育部次長

予定している案件は以上でございます。

## ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。それでは委員の皆様からその他議事として何かありますか。

よろしいですか。ないようですので、以上でその他について終わりいたします。

次回の定例会についてですが、3月21日（木曜日）午前9時30分からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

◎日程第2「報告第3号県費負担教職員の任免の内申について」

○竹村委員長

日程第2「報告第3号県費負担教職員の任免の内申について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては県費負担教職員の4月人事に関する情報を取り扱うため、秘密会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び議案に係る職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

○竹村委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして教育委員会2月定例会を終了いたします。ありがとうございました。